

北杜リハビリ同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は北杜リハビリ同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会事務局は、本部を仙台青葉学院短期大学長町キャンパス内に置く。

(目的)

第3条 本会は仙台医療技術専門学校ならびに仙台青葉学院短期大学リハビリテーション学科の卒業生の親睦と融和を旨とし、同時に理学療法士・作業療法士としての技術の向上を目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 同窓会の開催に関すること。
- 2) 同窓会名簿作成に関すること。
- 3) 卒業教育に関すること。
- 4) その他、本会の目的を達成するために必要と認められること。
- 5) 卒業生の表彰に関すること。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- 1) 正会員：仙台医療技術専門学校ならびに仙台青葉学院短期大学リハビリテーション学科の卒業生である者。
- 2) 名誉会員：本校の現職員及び旧職員並びに本会の主旨に賛同し、その発展に寄与し、役員が推薦し承認を得た者。

(入会)

第6条

- 1) 本会入会は卒業と同時に自動的になされ、別に定める額の入会金を事務局に納入しなければならない。
- 2) 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第7条

- 1) 会員は別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。但し、名誉会員は会費を納めることを要しない。
- 2) 既納の会費、その他の既出金品は返還しない。

(退会)

第8条 本会は原則として退会を認めない。

第3章 役員

(種別及び員数)

第9条 本会は次の役員を置く。

- 1) 会長：1名
- 2) 副会長：2名
- 3) 監事：2名
- 4) 会計：2名
- 5) 事務局員：若干名
- 6) 委員：各クラス2名

(選出)

第10条

- 1) 会長・副会長・監事は、正会員の中から総会により選出する。
- 2) 会長は、正会員の中から、1) 以外の役員を指名する。
- 3) 理事と監事は相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第11条

- 1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3) 監事は委員の職務遂行を監査し、総会にて報告する。
- 4) 会計・事務局員は、会長の指示に従い会務を掌る。
- 5) 委員は同級生の連絡先を把握し、会長の指示に従い報告する。

(役員任期)

第12条

- 1) 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2) 補欠または、増員により選出された役員任期は、前任者または残任期間とする。
- 3) 役員辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

第4章 会議

(種別)

第13条 会議は総会及び役員会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

第14条

- 1) 総会は正会員をもって構成する。
- 2) 役員会は役員をもって構成する。

(総会機能)

第15条 総会において、次の事項を議決する。

- 1) 会則の改正
- 2) 会長・副会長・監事の選出

(役員会機能)

第16条 役員会は、会則によって総会の議決を要するとした事項以外の一切の重要事項を議決する。

(開催)

第17条

- 1) 定期総会は、原則として2年に1回開催する。
- 2) 臨時総会は、会長が必要と認めるとき及び役員会が必要と認めるときに開催する。

(招集)

第18条 会議は会長が招集する。

(議長)

第19条 会議の議長はその総会において、出席した構成員の中から選出する。

(議決)

第20条

- 1) 総会の議決は、出席正会員の過半数の同意を必要とする。
- 2) 役員会の決議は、出席した役員の過半数による。可否同数のときは議長が決する。

(議事録)

第21条 会議の決議について、議事録を作成する。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第22条

- 1) 入会金及び会費
- 2) 寄付金品
- 3) 資産から生ずる収入
- 4) 事業に伴う収入
- 5) その他の収入

(会費)

第23条 会費は次のように定める。

- 1) 入会金：壹万円

(資産の管理)

第24条 本会の資産は役員会が管理し、その方法は役員会の定めるところによる。

(会計)

第25条 原則として、本会会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 同窓会による援助等

(援助等)

第26条 本会は、会員が大災害等で損害を被った場合、または会員が大災害等に対して支援活動を行う場合には、役員会の議決をもって、援助を行うことが出来るものとする。

第7章 表彰

(表彰規定)

第27条 本会は、下記事項に該当する者について、同窓会優秀賞の表彰を行う。

- 1) 学業や課外活動に関して優れた成果を残した卒業予定者とする。
- 2) 表彰は、各クラス1名とする。
- 3) 表彰者は、役員会の議決を経る。
- 4) 表彰者には、賞状・副賞の授与を行う。

第8章 会則の変更

(会則の変更)

第28条 本会則は、総会出席会員の4分の3以上の同意を持って変更することができる。

(委任)

第29条 この会則の施行について必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

第9章 附則

(会則の施行)

- 本会会則は、平成11年3月31日をもって施行する。
本会会則は、平成26年3月16日より一部改正施行する。
本会会則は、平成28年2月21日より一部改正施行する。